

第 4363 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2011年)平成23年 11月 11日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 単発で雇い入れるアルバイト

**Q**：当社は、イベントを実行する会社です。イベントのときに単発で何人かアルバイトを雇いますが、源泉はどうしたらいいのでしょうか？

**A**：丙欄を適用して所得税を源泉徴収してください。

### 【解説】

給与所得の源泉徴収税額表には、「甲」欄と「乙」欄、「丙」欄があります。

お尋ねのように単発で雇い入れるような場合には、「丙」欄を適用して所得税を源泉徴収することになります。

「丙」欄を適用する場合は、次の場合です。

- ① 日々雇い入れる人に対して、働いた日や時間によって賃金を計算し、かつ、その労働をした日に支払う場合（2ヶ月を超える場合は、その超える部分は除かれる）  
ただし、賃金をその労働した日以外にまとめて支払うような場合でも、賃金が労働した日によっており、かつ、継続して2ヶ月を超えて雇用していない場合は「丙」欄を適用することができます。
- ② あらかじめ定められた雇用期間が2ヶ月以内の臨時雇、アルバイト等に働いた日や時間によって賃金を払う場合  
なお、「丙」欄を適用する場合には「扶養控除等申告書」を提出してもらう必要はありません。

